

告訴状及び告発状の提出について

市民部協働のまち推進課が行っている「豊見城市市民団体活動支援事業」において、令和5年度に事業申請を行った市内の団体が、食育や農業に関する費用として虚偽の領収書を提出し、補助金を不正に受給しようとした疑いがあることから、重大な事態であると判断し、刑法第159条第1項「有印私文書偽造罪」及び刑法第250条「詐欺未遂罪」に該当する疑いで^{とみしろ}豊見城警察署へ令和6年5月10日付で告訴状及び告発状を提出いたしました。

なお、その団体の関係者の中に、本市の市議会議員が関与しているという状況があります。

本市といたしましては、今後、警察の判断を待って、協力をしていきたいと考えております。

豊見城市長 徳元次人